

文書番号	インクル-23
版番号	14 版
発効日	2013.4.1
改正日	2025.5.1

運 営 規 程

(指定訪問介護)

(美吉野園訪問介護ステーション)

社会福祉法人綜合施設

美 吉 野 園

承認	確認	作成

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人綜合施設美吉野園が開設する美吉野園訪問介護ステーション（以下「事業者」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者等の意思及び人格を尊重し、訪問介護サービス計画に基づき、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 美吉野園訪問介護ステーション
- (2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕 887 の 2 番地 桜ヶ丘コーポ 1 階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（常勤）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- (2) サービス提供責任者 1名（常勤職員、訪問介護員を兼務）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 毎日
- (2) 営業時間 午前 8：30 から午後 5：30
- (3) サービス提供時間 午前 7：00 から午後 10：00 までとします。

(内容および手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、

運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

(受給資格等確認)

第7条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

(訪問介護の内容)

第8条 訪問介護の内容は、利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護（身体介護）調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）、通院の為の移動及び移動介助（通院等乗降介助）を総合的に提供することとします。

(サービスの取り扱い)

第9条 事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

2. サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
3. 事業者は、サービスを提供するに当たって、その訪問介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
4. 事業者は、従業者がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
5. 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、訪問介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、奈良県吉野郡大淀町内の区域とします。

(利用料及びその他の費用)

第11条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とします。

2. 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
3. 通常の事業実施地域を越えた地点から、訪問介護に要した交通費は、その実費を 1 km 毎

に30円徴収します。但し、中山間地域等提供加算対象地域は、実費を徴収いたしません。

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

(利用料の変更等)

第12条 事業者は、介護保険法など関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2. 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

(従業者の服務規程)

第13条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規定、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第14条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のための手順書を整備し、従業者に対し研修を行います。

2. 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

(従業員の質の確保)

第15条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、以下について手順書を整備し、研修を行います。

- (1) 職員倫理
- (2) 事故対応
- (3) 虐待防止

(個人情報の保護)

第16条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2. 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
3. 事業者は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
4. 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

(緊急時の対応)

第17条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生時の対応)

第18条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

2. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者および従事者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(地域との連携)

第19条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力をを行うなど、地域との交流に努めます。

(勤務体制等)

第20条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2. 従業者、身分を証する書類を携行し、必要に応じ提示します。

(記録の整備)

第21条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2. 事業者は、利用者に対するサービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(苦情処理)

第22条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2. 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
3. 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、奈良県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、奈良県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(差別解消)

第23条 「障害者差別解消法」(平成28年4月1日施行)に基づき、事業者が利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。尚、事業者が講すべき対応指針については、「障害者差別解消法 福祉事業

者向けガイドライン」に準じるものとします。

(虐待防止の措置について)

第 24 条 虐待の発生又はその発生を防止するための措置に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めるなどの措置を講じます。

(ハラスメント対策の強化)

第 25 条 適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、利用者及び家族等からのハラスメント（暴言、暴力等）や職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(業務継続に向けた取組の強化)

第 26 条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- 1、業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
- 2、業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シミュレーション)を定期的に実施します。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行います。

(感染症対策の強化)

第 27 条 1、感染症予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回開催し、職員等に周知徹底を図ります。
2、事業所における感染症予防・まん延のための指針を整備し、研修・訓練を定期的に実施します。

(訪問介護員の禁止行為)

第 28 条 訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- (3) 利用者の家族等に対するサービスの提供
- (4) 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- (5) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (6) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(身体的拘束等の適正化)

第29条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時
間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

(その他)

第30条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との
協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 25年4月1日から施行します。
この規程は、平成 26年4月1日から施行します。
この規程は、平成 27年4月1日から施行します。
この規程は、平成 27年8月1日から施行します。
この規程は、平成 28年4月1日から施行します。
この規程は、平成 29年4月1日から施行します。
この規程は、平成 30年4月1日から施行します。
この規程は、令和 3年4月1日から施行します。
この規程は、令和 3年10月1日から施行します。
この規程は、令和 4年4月1日から施行します。
この規程は、令和 5年4月1日から施行します。
この規程は、令和 6年4月1日から施行します。
この規程は、令和 6年6月1日から施行します。
この規程は、令和 7年5月1日から施行します。

<サービス利用料金>

別 紙

◎ 訪問介護サービス利用料金

それぞれの訪問介護サービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での1回の利用料金は次の通りです。

（1）身体介護

サービスに要する時間	利用料金 (介護報酬総額)	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割
20分未満	1,630円	163円	326円	489円
20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
1時間以上1時間半未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
以後30分毎に (@5,670)	+820円	+82円	+164円	+246円

*介護負担割合証に応じて利用者負担額が変わります。

（2）生活援助

サービスに要する時間	利用料金 (介護報酬総額)	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割
20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
45分以上	2,200円	220円	440円	660円

*介護負担割合証に応じて利用者負担額が変わります。

*訪問介護サービスに関する注意事項

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算された一例です。サービス内容により介護給付体系が異なる場合がありますので、厚生労働省の定める基準となります。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常

の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(例)・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合。

(4) 上記以外の加算料金

サービスに要する時間 (介護報酬総額)	利用料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険利用において別途合計額に24.5%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。			
中山間地域等提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(大淀町)を越えて指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定の単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	掲当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。			
認知症専門ケア加算(Ⅱ)				

*介護負担割合証に応じて利用者負担額が変わります。

☆初回加算

新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合には、初回加算としてその月のみ2000円(利用者負担額は、介護保険負担割合に応じて異なる)の加算料金をいただきます。

☆緊急時訪問介護加算

ご利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合には、緊急時訪問介護加算として1回につき1000円(利用者負担額は、介護保険負担割合に応じて異なる)の加算料金をいただきます。

☆生活機能向上連携加算(Ⅰ)

ご利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所を実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し算定した場合には、生活機能向上連携加算(Ⅰ)の（利用者負担額は、介護保険負担割合に応じて異なる）加算料金をいただきます。

☆生活機能向上連携加算(Ⅱ)

現行の指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がご利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合には、生活機能向上連携加算(Ⅱ)としての（利用者負担額は、介護保険負担割合に応じて異なる）加算料金をいただきます。

☆特定事業所加算

以下条件に合致した場合、加算いたします。

加算名	加算割合	条件
特定事業所加算 (Ⅰ)	所定単位数の 20%	体制要件(1)から(5)、人材要件(1)及び(2)、重度対応要件(1)
特定事業所加算 (Ⅱ)	所定単位数の 10%	体制要件、人材要件(1)又は(2)
特定事業所加算 (Ⅲ)	所定単位数の 10%	体制要件、重度対応要件(1)
特定事業所加算 (Ⅳ)	所定単位数の 3%	体制要件、人材要件(3)、重度対応要件(2)
特定事業所加算 (Ⅴ)	所定単位数の 3%	体制要件(1)から(7)

特定事業所加算算定要件

<体制要件>

- (1) 訪問介護員等、サービス提供責任者に対して個別の研修計画に基づく研修の実施。
- (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達を目的とした会議を定期的に開催すること。
- (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告。
- (4) すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (5) 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (6) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること
- (7) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること

〈人材要件〉

- (1) 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上であること。
- (2) すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス基準により1人を超えるサービス提供責任者を2人以上配置していること。
- (3) 指定居宅サービス基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、同基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。
- (4) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること（特定事業所加算(V)）

〈重度要介護者等対応要件〉

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者総数のうち

- (1) 要介護4及び要介護5である者、認知症日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が20%以上であること。
- (2) 要介護3、要介護4又は要介護5である者、認知症日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が60%以上であること。